

「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 夜勤時間帯の看護業務量

○夜勤時間帯に必要な看護業務量は、入所者60人の施設では **22.9人時間** となり、これに見合った看護職員の配置を確保する必要がある。

深夜帯 21:00～翌6:00迄(9時間)	⇒ 9.27人時間	} 合計22.9人時間
早出・遅出 6:00～9:00、17:00～21:00(7時間)	⇒13.65人時間	

(参考)

○夜勤時間帯に必要な看護職員の数

深夜帯 21:00～翌6:00迄(9時間)	⇒ 9.27人時間 ÷ 9時間 = <u>1.03人</u>
早出・遅出 6:00～9:00、17:00～21:00(7時間)	⇒13.65人時間 ÷ 7時間 = <u>1.95人</u>